

特例適用住宅の用に供する土地の取得に対する
不動産取得税の減額（還付）**申告書**
申請書

		令和 年 月 日		
大阪府 府税事務所長様				
		住 所		
		氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
		個人番号 (法人にあっては、法人番号)		
		電話番号		
大阪府税条例第 42 条の 12 // 第 42 条の 15)規定により、次のとおり不動産取得税の減額（還付）を 申告 します。 申請				
土 地	所 在			
	地 番			
	地 目			
	地 積	m^2		
	取 得 年 月 日	平成・令和 年 月 日	取 得 原 因	
特 例 適 用 住 宅	新 築 し た 者	住 所		
		氏名又は名称		
	新 築 年 月 日	平成・令和 年 月 日		
	床 面 積	m^2		
	取 得 (予定) 年 月 日	平成・令和 年 月 日		
取 得 し た 土 地 の 譲 渡 の 有 無		有 · 無		
譲 渡 先	住 所			
	氏名又は名称			
	譲 渡 年 月 日	平成・令和 年 月 日		
減額又は還付を受けるべき額		円		
納 付 年 月 日		平成・令和 年 月 日		
備 考		(裏面の注意書をお読みください。)		

番 号 確 認	
身 元 確 認	
代理権 確認	

裏面あり

注意：この申告書には、次に掲げる場合の当該事実を証する書類を添付してください。

- 1 地方税法第73条の24第1項に規定する特例適用住宅を新築した場合(次のいずれかの場合に限る。)
 - (1) 土地を取得した日から2年(当該土地の取得が平成16年4月1日から令和8年3月31日までの間に行われた場合にあっては、3年(当該土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難であるとして地方税法施行令附則第6条の18第2項で定める場合にあっては、4年))以内に当該土地の上に特例適用住宅が新築された場合(当該土地の取得者が当該土地を当該特例適用住宅の新築の時まで引き続き所有しているとき又は当該特例適用住宅の新築が当該土地の取得者から当該土地を取得した者により行われたときに限る。)
 - (2) 土地の取得者が当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上に特例適用住宅を新築していた場合
 - (3) 新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの及び当該特例適用住宅に係る土地を当該特例適用住宅が新築された日から1年以内に取得した場合
- 2 地方税法附則第11条の4第1項に規定する特例適用サービス付き高齢者向け住宅を新築した場合(次のいずれかの場合に限る。)
 - (1) 土地を取得した日(平成23年10月20日から令和7年3月31日までの間に限る。以下同じ。)から2年以内に当該土地の上に特例適用サービス付き高齢者向け住宅が新築された場合(当該土地の取得者が当該土地を当該特例適用サービス付き高齢者向け住宅の新築の時まで引き続き所有しているとき又は当該特例適用サービス付き高齢者向け住宅の新築が当該土地の取得者から当該土地を取得した者により行われたときに限る。)
 - (2) 土地の取得者が当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上に特例適用サービス付き高齢者向け住宅を新築していた場合
 - (3) 新築された特例適用サービス付き高齢者向け住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの及び当該特例適用サービス付き高齢者向け住宅に係る土地を当該特例適用サービス付き高齢者向け住宅が新築された日から1年以内に取得した場合

(R6.4)